

保護者の方へ

子育て支援課

こども園におけるアレルギー対応について（お願い）

平成 23 年 3 月に厚生労働省より【保育所におけるアレルギー対応ガイドライン】が示され、それに基づき山武市でもお子様が安全・安心な園生活が送れるように、【山武市立こども園・幼稚園におけるアレルギーマニュアル】を作成しました。お子様の安全・安心な園生活のために、以下の点につきましてご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 「アレルギー状況調査票」の提出について

こども園での健康管理のため、お子様のアレルギー疾患について調査させていただきます。こども園入園時、及び以下のアレルギー疾患について診断を受けた場合は「アレルギー状況調査票（様式 2-1 新規用）」を必ず提出してください。

気管支喘息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性鼻炎
アトピー性結膜炎	花粉症	食物アレルギー
その他（ハウスダスト、動物、金属、薬物など）		

2. 「生活管理指導表」の提出について

- (1) アレルギー疾患による特別な配慮（除去食の提供や薬の預かり等）が必要となる場合は、医師の証明がある「生活管理指導表」の提出が必要です。
- (2) こども園職員及び担当課職員がアレルギー状況調査票の内容を確認後、保護者面談を実施します。面談内容により、生活管理指導表の提出が必要であると判断した場合、保護者へ生活管理指導表をお渡ししますので、医療機関（かかりつけ医）を受診し、生活管理指導表の記載を依頼してください。なお、生活管理指導表作成にかかる必要経費については、保護者負担でお願いいたします。
- (3) 生活管理指導表に基づかない特別な配慮（除去食の提供や薬の預かり等）はできません。
- (4) 乳幼児期は、成長の過程によりアレルギー疾患の状況が変化します。その子どもに応じた適切な対応を実施するために、生活管理指導表は原則 1 年に 1 回、更新したものを提出してください。また、診断内容が変わった場合は、随時生活管理指導表の提出をお願いします。
- (5) 医師が記入した生活管理指導表に基づき、再度保護者面談を行います。アレルギー疾患の詳細を協議し、こども園での対応を決定します。

3. 給食の対応について

- (1) 給食は「完全除去」か「完全解除」のどちらかで対応します。ただし、調味料や注意喚起表示の加工食品については、生活管理指導表により摂取不可の場合のみ除去対応します。
- (2) 除去食が必要な場合は、除去する食材を詳細に記載した献立表（アレルギー対応予定献立表）

を個別に作成しお渡しします。除去内容を確認後、保護者欄に押印し担任へ提出してください。

- (3) 代替食は、その日の調理過程において提供が可能な場合に限り提供します。別食材の購入などが必要となる場合は対応できませんので、ご家庭から代用品(お弁当)の持参をお願いします。
- (4) 微量なアレルギーでアレルギー症状を発症する場合は、給食の提供ができません。ご家庭からお弁当の持参をお願いします。
- (5) 除去食により栄養価が不足する場合は、家庭の食事で補うよう配慮をお願いします。
- (6) 医師から許可があり、食物除去の解除をする場合には「**アレルギー除去解除申請書(様式4)**」の提出をお願いします。なお、アレルギー除去解除申請書の提出により完全解除対応となりますので、必ずご家庭で複数回食べて、症状が誘発されないことを確認してから提出してください。

4. お弁当の持参について

- (1) アレルギー対応予定献立表に代替食の記載がない日は、ご家庭からお弁当の持参をお願いします。
- (2) 材料は新鮮なものを使い、当日によく火を通し、さましてから容器に入れてください。
- (3) お弁当の受け渡しは、こども園と調整した方法に沿って実施して下さい。

5. 薬をお預かりする場合について

- (1) 薬は、アレルギー疾患を診察している主治医が処方した薬(処方薬)に限ります。
- (2) 処方薬をこども園に預ける場合は「**くすり依頼票(アレルギー・慢性疾患用)**」または「**くすり依頼票(外用薬用)**」を提出してください。その際、くすり依頼票に記載されている**投薬についての注意事項**をよくお読みください。
- (3) 処方薬をお預かりする場合は、保護者面談時に詳細を確認させていただきます。
- (4) 緊急時に備えた処方薬として、「エピペン®」をお預かりする場合は、主治医や消防機関との連携が必要になります。保護者面談時に緊急時の対応について確認させていただきます。

6. 体調不良時の対応について

- (1) 体調不良時はアレルギー症状を誘発する恐れがあります。体調に変化が見られる時は担任にお知らせください。
- (2) 体調に合わせた除去食対応はできません。体調によりアレルギー症状を誘発する恐れがある場合は、お弁当の持参をお願いします。

7. 個人情報管理について

- (1) こども園における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、アレルギー疾患に関する書類等お預かりした情報は、こども園職員及び山武市役所担当課で共有させていただきます。
- (2) 緊急時には、お預かりした情報を必要機関(消防署・病院等)に提供させていただきます。
- (3) また、緊急時に備え、お預かりした情報をあらかじめ必要機関(消防署・病院等)に提供させていただく場合があります。